

■ H30 生乳受託契約・中販と締結 ■ 中国統一「生乳再検査要領」検討へ



理事 7 名 (2 名欠席)、監事 3 名の出席のもと、次の協議事項を審議決定した。

協議一 中国生乳販連との平成三十年度生乳受託契約の締結

▼二月十九日(火)中国生乳販連からの訪問を受け、中国生乳販連第三百四十七「平成三十年度生乳受託販売契約の締結について」と冠する文書の手交とともに、①生乳受託販売規程、②生乳受託販売規程に係る承諾書、③生乳受託販売契約書(二通)の提示と共に、同連の生乳受託販売委員会、理事会、臨時総会での機関決定内容の説明を受けた。

▼これを受けて、生乳受託販売規程並びに生乳受託販売契約書の内容を確認し、平成三十年二月二十一日付けをもって、生乳受託販売規程に係る承諾書提出並びに生乳受託販売契約書の締結を決定した。

協議二 山陽乳業株の株式譲渡要請への対応

▼二月九日(金)、山陽乳業(株)砂内修治代表取締役社長の来組を受け、常勤取締役五名の内四名から、当組合の所

二月二十一日 広略本所会議室

有株式のうち総株式数五千株を引き受けたいとする要請を受けた。

▼同社では、来る三月二十三日開催予定の同社取締役会において、これら株式譲渡案件を付議される予定にあり、これらの決議をもって、当組合が有する同社発行株式五千株を譲渡することを決定した。

▼同社の「社員持ち株制度」の導入にあたっては、当組合が監事指摘等を踏まえて要請していた要点は、経営の執行責任(日常の経営判断)と経営責任を有する常勤取締役の株式引き受けにあり、当組合として社員持株制度の導入を特段要請しないこととした。



協議三 平成三十年度事業計画の骨子案

▼平成三十年度事業計画に盛り込む内容として、業務推進計画及び第八次中期計画に掲げる事項を基本とする中で、主要な取組骨子を決定した。

▼これらの内容は総務委員会及び生産委員会にそれぞれ諮問し検討を深めることを決定した。

協議四 肉用子牛販売事業に係る肉用子牛の売却委託要領の一部改正

▼同事業に関して、肉用子牛の売却先「全農広島県本部」は「受精卵移植和牛子牛相対取引実施要領」を改め、この内ET和牛子牛の引取価格は、三次家畜市場一般市場のETレースにおいて、直近三回の雌雄それぞれの単純平均単価から算出することとしていたが、全農では和牛高騰に伴い利益が生じない状況から、分娩後二週齢で引き取るものの、直近ETレースの雄雌それぞれの平均価格での直接引き取りは、和牛子牛の生産原価の高騰を招き、引取日以降ETレース出荷日まで

の間、減額(千円/日)するとの提案を受けた。

▼全農からの提案を受けてもなお、関係組合員(酪農家)のメリットはあるものとし、平成三十年二月一日に週及し

「肉用子牛販売事業に係る肉用子牛の売却委託要領」の一部改正を決定した。

▼ただし、既存契約者との間では、既に受精卵移植を終えていることも踏まえて、不利益防止の観点にたつて、激変緩和措置として平成三十年十月一日以降の出生和牛子牛の出生から現行の取引条件を変更することを含めた現行契約に付帯する覚書を締結することとした。新規契約者間では、全農における提案を網羅した契約により手続きを進める。



協議五 みわTMRセンターの飼料供給体制の強化

▼平成二十六年三月二十八日のみわTMRセンターの竣工当初からの製造目標は一万二千トンと設定した中で、平成三十年三月三十一日迄の製造数量は一万三千八百五十トンを見込み、来年度は全農広島県本部からの委託製造(約四十五t/月)を差し引いても一万四千四百トンを予測。

▼直近四ヶ月(平成二十九年十月から平成三十年一月)の平均製造量は約千二百九十二トン/月。一日あたりの最大製造量は五十六トン(十四バッチ@七バッチ/ミキサー一台)。現行の一カ月当たりの製造稼働平均日数二十二日では、平均の製造量約千二百九十二トンに対応できず、やむなく労働時間を延長して製造にあたっている。

▼平成三十年度の年間製造目標数量は、TMR飼料の拡販体制を強化する方針を掲げ、一万六千トンと設定した。また、昨今予期せぬミキサー故障等も経験し、製造不能となる実態も考慮して、機器故障リスクの軽減を図り、酪農家への飼料供給責任を果たすため、

現行と同規格のミキサー一台を予備機器として取得することを決定した。



協議六 みわTMRセンターの就業規則の一部変更

▼みわTMRセンターの製造量増加に伴う増産体制を図るため、平成三十年三月一日付けをもって、みわTMRセンター就業規則の一部変更を決定した。

▼軽微な字句補正や訂正等は組合長一任とし、就業規則の変更には、使用者である「代表理事組合長」との労使協議を経て、労働基準監督署に就業規則

の変更の届出を行う必要があり、以後手続きを進めることとした。

協議七 北海道預託事業に関する利用組合員からの要望

▼北海道預託事業を利用する組合員から「預託希望する全ての対象育成牛に関しての預託を希望するものの、EBL抗体検査で陽性判定となれば、これが否認される実態は、酪農経営にとって大きな損失が生じている。例えば陽性判定であっても北海道での預託を強く希望する」との意見・要望が生じている。

▼当組合のEBL検査の実行に至った経緯は、過去、総会・地区懇談会・理事会でのEBLが抱える問題点への指摘を受けて、各委員会や理事会での審議を経て現状体制を整備し、行政及び関係機関へのEBL清浄化に向けた要請活動を展開してきた。

▼これら組合員からの要望は、生乳生産基盤の維持・向上対策に深く関わる課題として受け止め、EBL検査・対策は維持しつつも、EBL検査の結果において、陽性判定であっても預託事業として取り扱うよう方針転換も視野

に入れた対応協議が必要となるため、生産基盤強化対策委員会並びに生産委員会に諮問し、その意見を踏まえて理事会での審議を深めることを決定した。

協議八 平成二十九年度乳用後継牛緊急確保事業に係る整備及び取得物品の管理利用要領の設定並びに貸付契約書

▼九月十九日開催の第七回理事会において、①乳用後継牛緊急確保事業に係る簡易牛舎、牛舎、哺乳ロボット、カーフハッチ等の管理利用要領、並びに②乳用後継牛緊急確保事業に係る飼養環境の改善、暑熱対策で整備した整備取得物品の管理利用要領、及び①、②に関する個別の貸付契約書を決議したが、差入れ債務保証金や利率に関する設定の漏れと共に、貸付料の計算等の具体的な記述内容が記載不備であったことから、これら要領等を廃止し、改めて平成二十九年九月一日に遡及して要領を設定することを決定した。

協議九 生乳の配分検査等に係る再検査実施基準要領の一部変更

▼中国生乳販連の「業務推進計画」に掲げる生乳受託販売業務においては、管内統一した乳価テーブル・乳質格差金テーブルを平成三十二年度から運用すると掲げている。

▼この目標に向けて乳代精算業務においては、乳成分並びに乳質の格差金について、毎旬の集乳量と配分検査データを加重平均し、乳代精算を行うこととしており、中国生乳販連では乳代精算システムを会員間で共用するまでの間、中国生乳販連で定めた再検査に関する内規(以下、「内規」という。)を会員が行う再検査方法として取り扱うよう示された。

▼当組合では、配分検査等に係る「再検査実施基準要領(以下、「再検査要領」という。)」を定めて異常数値の場合に対処しているが、今回、中国生乳販連が示した内規との関連性・整合性を図った再検査要領とするため、要領の一部を変更する必要が生じたため、生産基盤強化対策委員会並びに生産委員会に諮問し、その意見を踏まえて、理事会での審議を深めることを決定した。

報告事項

- ① 第八次中期計画の進捗状況
- ② 事業所等の施設一部解体撤去に係る入札結果等
- ③ 組合員の加入及び脱退状況
- ④ 組合事業の取扱高及び財務状況
- ⑤ 平成三十年度生乳受託販売事業に向けた取組進捗状況
- ⑥ 平成二十九年度生乳計画生産の進捗状況
- ⑦ 中国生乳販連に対する乳成分格差金テーブル並びに衛生的乳質格差金体系の提案提出
- ⑧ 風味異常に伴う受託拒否生乳に対する見舞金
- ⑨ 細菌数格差金の設定に関する組合員への指摘回答
- ⑩ 乳量データ収集システムの運用開始と対応
- ⑪ 三次CS深井戸揚水量低下に係る三次市からの回答
- ⑫ 代用乳に使用の硫酸コリスチン指定取り消し
- ⑬ 楽酪・楽酪GOの姉妹事業
- ⑭ イノシシの骨や内臓の「肉骨粉」肥料としての利用
- ⑮ 事業活動における業務執行状況
- ⑯ 平成三十年度以降の酪農乳業産業基盤強化特別対策事業